

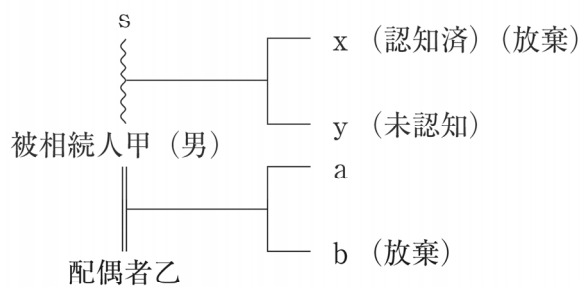
試験問題（解答時間50分）（100点）

相続税法

問1

次の設例により、被相続人甲の相続税の総額を計算する上での法定相続人、法定相続人の数とその相続分を求め、 から に当てはまるものを解答欄の選択肢から選びなさい。

(計6点)



法定相続人	法定相続人の数	その相続分
乙 <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	乙 <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/>	$\frac{1}{\text{B}}$ $\frac{1}{\text{ }} \times \frac{1}{\text{ }} = \frac{1}{\text{C}}$
/	<input type="text" value="A"/> 人	1

問2

次の〈設例〉に基づいて小規模宅地等の減額金額を計算過程を示して求め、解答欄の から に数値を入力しなさい。

なお、減額金額の計算に当たっては、減額金額の合計が最も大きくなるように選択、計算するものとする。 (計23点)

〈設例〉

h宅地 300㎡ 54,000千円

このh宅地は被相続人甲が居住の用に供していたものであるが、被相続人甲は要介護認定を受け、特別養護老人ホームに入所しており、その入所中に被相続人甲は死亡している。

なお、この宅地は相続開始直前において事業の用または被相続人甲以外の者の居住の用に供されていない。

また、この宅地は長男戊と同居していた配偶者乙が取得した。

i宅地 200㎡ 48,000千円

このi宅地は相続開始の日まで3年を超えて被相続人甲と生計を一にする長男戊の事業の用に供されていたもの（被相続人甲と長男戊の間で賃料等の授受はない。）であり、この宅地を取得した長男戊は、相続税の申告期限までこの宅地を所有し、引き続き長男戊の事業の用に供している。

(1) 有利判定

$$\text{h宅地} \quad \frac{\text{ } \text{千円}}{\text{ } \text{m}^2} \times \text{ } \text{\%} \times \text{ } \text{m}^2 = \text{ } \text{千円}$$

$$\text{i宅地} \quad \frac{\text{ } \text{千円}}{\text{ } \text{m}^2} \times \text{ } \text{\%} \times \text{ } \text{m}^2 = \text{ } \text{千円}$$

(2) 減額金額

$$\text{h宅地} \quad \text{ } \text{千円} \times \frac{\text{ } \text{m}^2}{\text{ } \text{m}^2} \times \left(1 - \frac{\text{ } }{100}\right) = \text{ } \text{千円}$$

(注) $\text{ } \text{m}^2 \leq \text{ } \text{m}^2$

$$\text{i宅地} \quad \text{ } \text{千円} \times \frac{\text{ } \text{m}^2}{\text{ } \text{m}^2} \times \left(1 - \frac{\text{ } \text{I}}{100}\right) = \text{ } \text{千円}$$

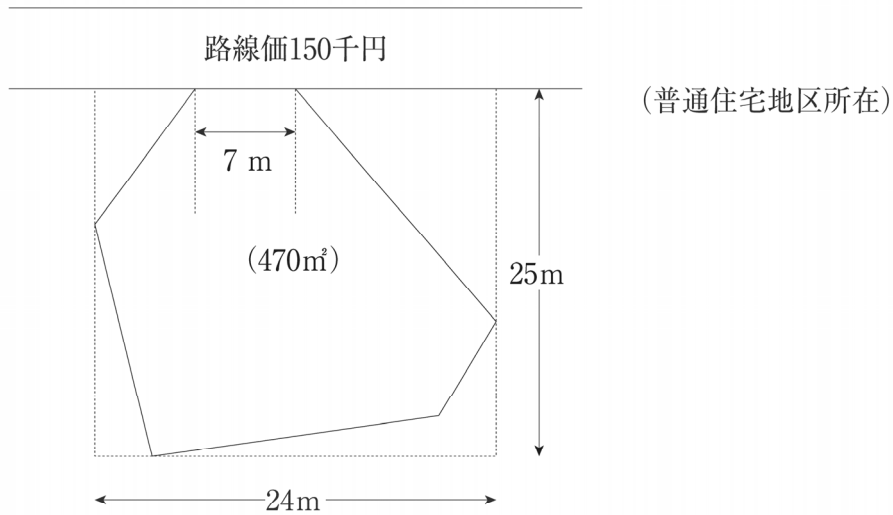
(注) $\text{ } \text{m}^2 \leq \text{ } \text{m}^2$

問3

次の宅地の評価額を求め、解答欄の選択肢の中から選びなさい。ただし、**G**については解答欄に数値を入力しなさい。

なお、奥行価格補正率表などの資料については、画面左の参考資料を確認すること。

(計14点)



$150 \text{千円} \times \overset{\text{(注1)}}{\boxed{A}} \times \overset{\text{(注2)}}{\boxed{F}} \times \boxed{\quad} \text{ m}^2 = \boxed{G} \text{ 円}$

(注1) $\frac{\boxed{\quad} \text{ m}^2}{\boxed{\quad}} = \boxed{\quad} \text{ m} > \boxed{\quad} \text{ m} \therefore \boxed{\quad} \text{ m} \rightarrow \boxed{A}$

(注2) (1) $\boxed{B} \times \boxed{\quad} = \boxed{C}$ (小数点以下2位未満切捨)

(注3) $\frac{\boxed{\quad} \text{ m}^2 - \boxed{\quad} \text{ m}^2}{\boxed{\quad} \text{ m}^2} = \boxed{\quad} \% \therefore \boxed{B}$

(注4) (2) $\boxed{D} \times \boxed{\quad} = \boxed{E}$ (小数点以下2位未満切捨)

(注4) $\frac{\boxed{\quad} \text{ m}}{\boxed{\quad} \text{ m}} = \boxed{\quad} \therefore \boxed{D}$

(3) (1) < (2) $\therefore \boxed{F}$

< 参考資料 >

< 参考資料 > 奥行価格補正率表等

付表1 奥行価格補正率表

奥行距離 (メートル)	地区区分 ビル街 地 区	高度商業 地 区	繁 華 街 地 区	普通商業・ 併用住宅地区	普通住宅 地 区	中小工場 地 区	大 工 場 地 区
4未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85
4以上 6未満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90
6 " 8 "	0.84	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93
8 " 10 "	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95
10 " 12 "	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96
12 " 14 "	0.91	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97
14 " 16 "	0.92	1.00			0.98	0.95	0.98
16 " 20 "	0.93		0.96	0.97			0.93
20 " 24 "	0.94	0.94			0.95	0.92	
24 " 28 "	0.95		0.92	0.93			0.91
28 " 32 "	0.96	0.92			0.93	0.91	
32 " 36 "	0.97		0.92	0.93			0.91
36 " 40 "	0.98	0.92			0.93	0.91	
40 " 44 "	0.99		0.92	0.93			0.91

付表4 地積区分表

地区区分	地積区分	A	B	C
高 度 商 業 地 区		1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上
繁 華 街 地 区		450㎡未満	450㎡以上 700㎡未満	700㎡以上
普 通 商 業 ・ 併 用 住 宅 地 区		650㎡未満	650㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上
普 通 住 宅 地 区		500㎡未満	500㎡以上 750㎡未満	750㎡以上
中 小 工 場 地 区		3,500㎡未満	3,500㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上

付表5 不整形地補正率表

地区区分 かげ地割合	高度商業地区、繁華街地区、普通商業・併用住宅地区、中小工場地区			普通住宅地区		
	A	B	C	A	B	C
10%以上	0.99	0.99	1.00	0.98	0.99	0.99
15%以上	0.98	0.99	0.99	0.96	0.98	0.99
20%以上	0.97	0.98	0.99	0.94	0.97	0.98
25%以上	0.96	0.98	0.99	0.92	0.95	0.97
30%以上	0.94	0.97	0.98	0.90	0.93	0.96
35%以上	0.92	0.95	0.98	0.88	0.91	0.94
40%以上	0.90	0.93	0.97	0.85	0.88	0.92
45%以上	0.87	0.91	0.95	0.82	0.85	0.90
50%以上	0.84	0.89	0.93	0.79	0.82	0.87
55%以上	0.80	0.87	0.90	0.75	0.78	0.83
60%以上	0.76	0.84	0.86	0.70	0.73	0.78
65%以上	0.70	0.75	0.80	0.60	0.65	0.70

※ かげ地割合 = $\frac{\text{想定整形地の地積} - \text{不整形地の地積}}{\text{想定整形地の地積}}$

付表6 間口狭小補正率表

地区区分 間口距離 (メートル)	ビル街 地区	高度商業 地区	繁華街 地区	普通商業・ 併用住宅地区	普通住宅 地区	中小工場 地区	大工場 地区
4未満	-	0.85	0.90	0.90	0.90	0.80	0.80
4以上6未満	-	0.94	1.00	0.97	0.94	0.85	0.85
6〃8〃	-	0.97		1.00	0.97	0.90	0.90
8〃10〃	0.95	1.00			1.00	0.95	0.95
10〃16〃	0.97			1.00		0.97	
16〃22〃	0.98			0.98			
22〃28〃	0.99			0.99			
28〃	1.00			1.00			

付表7 奥行長大補正率表

地区区分 奥行距離 間口距離	ビル街地区	高度商業地区 繁華街地区 普通商業・ 併用住宅地区	普通住宅地区	中小工場地区	大工場地区
2以上3未満	1.00	1.00	0.98	1.00	1.00
3〃4〃		0.99	0.96	0.99	
4〃5〃		0.98	0.94	0.98	
5〃6〃		0.96	0.92	0.96	
6〃7〃		0.94	0.90	0.94	
7〃8〃		0.92		0.92	
8〃		0.90		0.90	

問 4

被相続人甲は令和7年9月20日に死亡し、乙は相続により財産を取得している。そこで、次の〈資料〉により、相続時精算課税適用財産の価額、及び、相続時精算課税分の贈与税額控除額を求め、解答欄の から に数値を入力しなさい。 (計12点)

〈資料〉

贈与年月日	贈与者	受贈者	贈与財産	贈与時の時価	備考
令和5年9月30日	被相続人甲	乙	宅地	28,000,000円	(注)
令和6年8月17日	被相続人甲	乙	現金	6,000,000円	—

(注) Aは令和5年分の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている。

相続時精算課税適用財産の価額		(単位：円)
贈与年月日	計 算 過 程	金 額
令和5年9月30日	宅地	<input type="text"/>
令和6年8月17日	現金 <input type="text"/> - <input type="text"/> = <input type="text" value="A"/>	<input type="text" value="A"/>

相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算		(単位：円)
贈与年分	計 算 過 程	金 額
令和5年	$(\text{} - \text{(注)$) \times $\text{} \% = \text{$	\triangle <input type="text" value="D"/>
	(注) $\text{} > \text{$ \therefore <input type="text" value="B"/>	
令和6年	$(\text{} - \text{} - \text{(注))}$ \times $\text{} \% = \text{$	\triangle <input type="text" value="E"/>
	(注) $\text{} - \text{} = \text{$	
	$> \text{} - \text{} = \text{$ \therefore <input type="text"/>	

問 5

次の設例により、令和6年分の贈与税額及び被相続人甲の相続において相続税の課税価格に加算される相続時精算課税適用財産並びに贈与税額控除額を求め、解答欄の から に数値を入力しなさい。
(計12点)

子 a は被相続人甲（令和7年5月30日死亡）より、令和6年3月10日に住宅購入資金37,100千円の贈与を受け、住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税（非課税限度額10,000千円）の適用を受けている（同月中に契約を締結し、当該住宅購入資金を充てて取得した家屋は、「省エネ等住宅」に該当する。）。また、子 a は令和6年分の被相続人甲からの贈与について相続時精算課税の適用を受けている。

なお、子 a は被相続人甲から相続により財産を取得している。

(1) 令和6年分の贈与税額
$\left(\text{ 千円} - \overset{\text{(注1)}}{\text{ A 千円}} - \text{ 千円} - \overset{\text{(注2)}}{\text{ C 千円}} \right) \times \text{ \%} = \text{ 千円}$
(注1) <input type="text"/> 千円 > <input type="text"/> 千円 ∴ <input type="text"/> A 千円
(注2) <input type="text"/> 千円 - <input type="text"/> 千円 - <input type="text"/> 千円 = <input type="text"/> B 千円 > <input type="text"/> 千円 ∴ <input type="text"/> C 千円
(2) 相続時精算課税適用財産
<input type="text"/> 千円 - <input type="text"/> A 千円 - <input type="text"/> D 千円 = <input type="text"/> 千円
(3) 贈与税額控除額
<input type="text"/> E 千円

問6

令和6年1月1日以後に相続、遺贈または贈与により取得した「居住用の区分所有財産」（いわゆる分譲マンション）の価額は、一定の条件を満たすと、新たに定められた個別通達により、区分所有補正率を加味して評価をすることとなった。

〈設例1〉

次の各文章のうち、新たに定められた個別通達により評価をするものには○を、従来の評価額で評価するものには×を選択しなさい。

なお、それぞれの各文章において、記載してある事項以外は、新たに定められた個別通達により評価をするための条件を充足しているものとする。 (計10点)

- (1) 構造上、主として居住の用途に供することができるもの
- (2) 区分建物の登記がされているもの
- (3) 地階（地下階）を除く総階数が2となっている分譲マンション
- (4) 専有部分一室の数が3であって、その全てを区分所有者またはその親族の居住の用に供しているもの
- (5) たな卸商品等に該当するもの

〈設例2〉

次に掲げる居住用の区分所有財産の価額（小規模宅地等の特例の適用前）を求め、解答欄の選択肢の中から選びなさい。ただし、については解答欄に数値を入力しなさい。なお、いずれも令和6年1月1日以降に相続により取得したものとし、区分所有補正率を加味して評価すること。 (計12点)

- (1) 分譲マンションA
 - ① 敷地権の割合…7,500分の90
 - ② 家屋（専有部分）の固定資産税評価額…10,000,000円
 - ③ 敷地全体の相続税評価額…750,000,000円
 - ④ 評価乖離率…2.228

分譲マンションA	(単位：円)
(1) 評価乖離率 2.228	
(2) 評価水準 <input type="text"/> ÷ <input type="text"/> = <input type="text"/> < <input type="text" value="A"/> ∴ 区分所有補正率の適用あり。	
(3) 区分所有補正率 <input type="text"/> × <input type="text" value="B"/> = <input type="text" value="C"/>	
(4) 評価額	
① 区分所有権 <input type="text"/> × 1.0 × <input type="text"/> = <input type="text"/>	
② 敷地利用権 <input type="text"/> × $\frac{90}{7,500}$ × <input type="text"/> = <input type="text"/>	
③ ① + ② = <input type="text" value="D"/>	

問7

次に掲げる項目のうち、法定相続人であることを要件として適用のある項目には○、法定相続人であることを要件としない項目には×を選択しなさい。(計11点)

- (1) 生命保険金等、退職手当金等の非課税
- (2) 債務控除（債務）
- (3) 債務控除（葬式費用）
- (4) 生前贈与加算
- (5) 配偶者の相続税額の軽減
- (6) 相次相続控除
- (7) 未成年者控除
- (8) 障害者控除

【令和7年度巡回監査士試験】相続税法

問題番号	解答欄	模範解答
第1問	A	4
第1問	B	2
第1問	C	6
第2問	A	80
第2問	B	330
第2問	C	47,520
第2問	D	80
第2問	E	400
第2問	F	54,000
第2問	G	43,200
第2問	H	330
第2問	I	20
第2問	J	38,400
第3問	A	0.97
第3問	B	0.94
第3問	C	0.91
第3問	D	0.96
第3問	E	0.93
第3問	F	0.91
第3問	G	62,230,350
第4問	A	4,900,000
第4問	B	25,000,000
第4問	C	20
第4問	D	600,000
第4問	E	980,000

問題番号	解答欄	模範解答
第5問	A	10,000
第5問	B	26,000
第5問	C	25,000
第5問	D	1,100
第5問	E	200
第6問	(1)	○
第6問	(2)	○
第6問	(3)	×
第6問	(4)	×
第6問	(5)	×
第6問	A	0.6
第6問	B	0.6
第6問	C	1.3368
第6問	D	25,399,200
第7問	(1)	×
第7問	(2)	×
第7問	(3)	×
第7問	(4)	×
第7問	(5)	×
第7問	(6)	×
第7問	(7)	○
第7問	(8)	○